

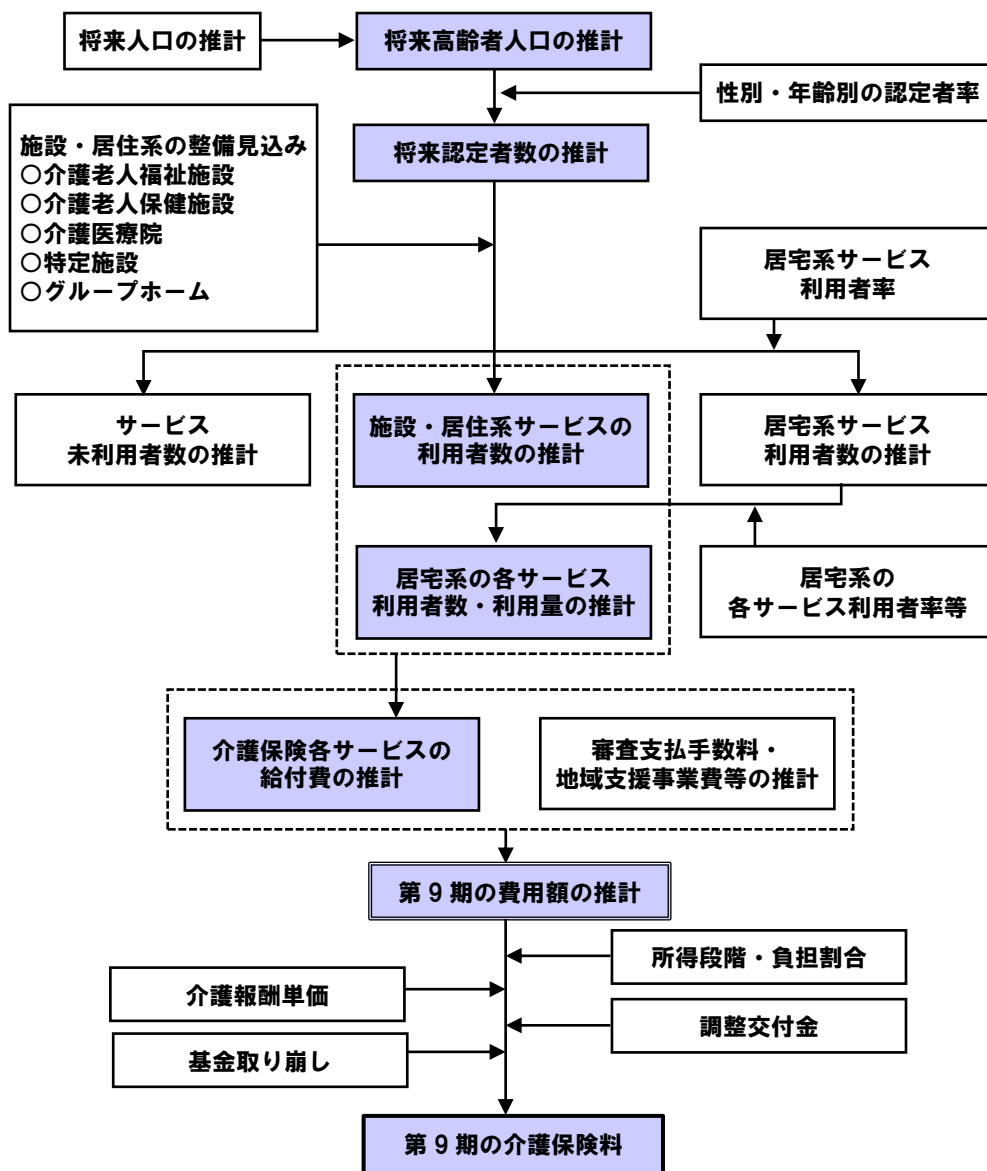
第3部
介護保険事業の現状と
見込み

第1章 被保険者の現状と見込み

第1節 推計方法

我が国では、高齢者介護を主に家族が担うという時代を経て、地域や社会で支え合ういわゆる“介護の社会化”の実現に向け、平成12年に介護保険制度が発足しました。介護保険は、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の方を第2号被保険者として、各市町村が保険者になる仕組みとなっており、本市も介護保険事業の運営を行っています。本市の介護保険制度を適切に運営していくためには、サービス量や保険料を見積もることが重要となります。

このことから、厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し、下記の方法で推計を行いました。



第2節 被保険者数

本市の被保険者数は、計画期間の最終年度である令和8年度に、第1号被保険者が160,871人、第2号被保険者が234,138人になると見込んでいます。

被保険者数 (人)	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
総数	382,241	384,432	386,763	391,018	393,177	395,009	408,403
第1号被保険者	155,091	154,928	155,053	158,485	159,607	160,871	203,543
65～74歳	72,233	68,183	64,738	62,472	60,488	59,719	97,801
75歳以上	82,858	86,745	90,315	96,013	99,119	101,152	105,742
第2号被保険者	227,150	229,504	231,710	232,533	233,570	234,138	204,860

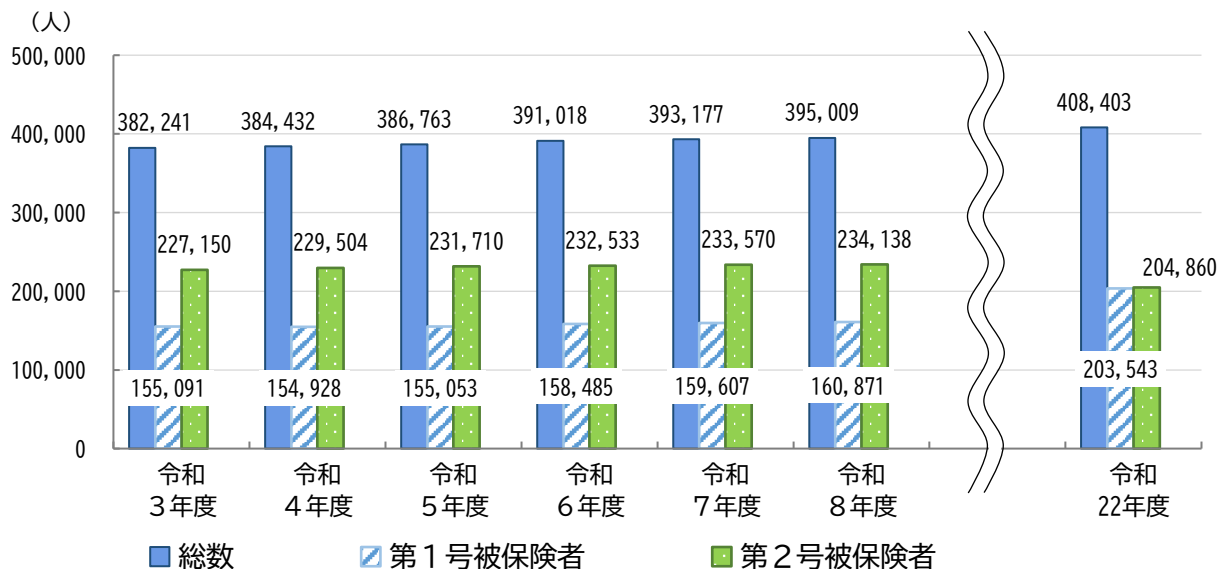
※第1号被保険者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の数値（各年度9月末時点）による

※第2号被保険者数の実績は、住民基本台帳（各年度10月1日時点）による

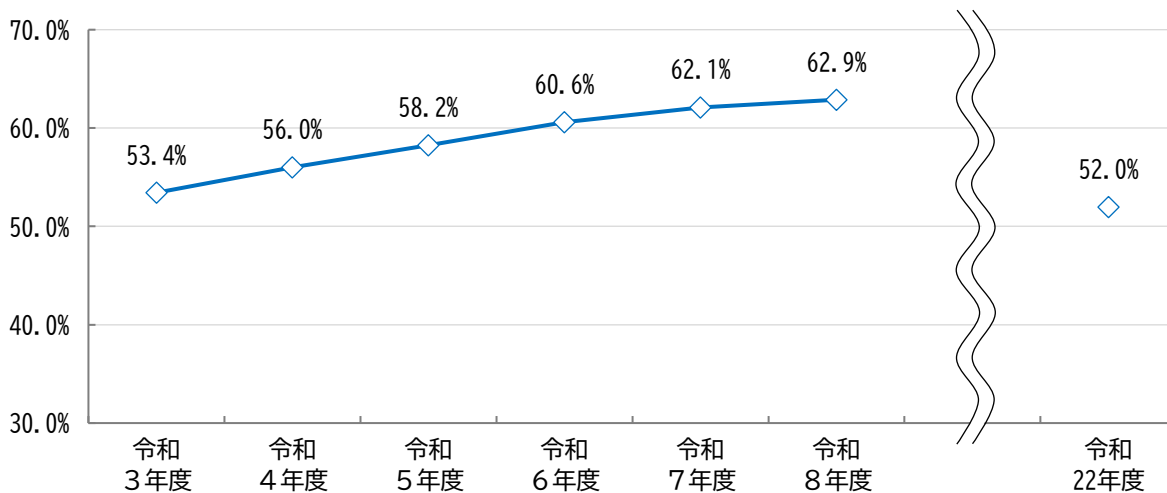
※計画値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点）

第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合についてみると、令和5年度の58.2%から令和8年度には62.9%へと4.7ポイント上昇するものと予測されます。

被保険者数の実績と推計



第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合



第3節 要支援・要介護認定者数

【推計の考え方：認定者数】

認定者数は、将来の被保険者数の推計をもとに、要介護認定率の実績と現状の推移から予測される年間の要介護認定率の変化により推計しました。

認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和5年度の31,808人から令和8年度には35,045人にまで増加し、第1号被保険者数に対する認定者率は、同期間に20.5%から21.8%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認定者数	人 29,581	人 30,489	人 31,808	人 32,729	人 33,899	人 35,045	人 43,922
認定者率	% 19.1	% 19.7	% 20.5	% 20.7	% 21.2	% 21.8	% 21.6

※各年度10月1日時点

※認定者数の実績は、「介護保険事業状況報告」の数値（各年度9月末時点）による

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

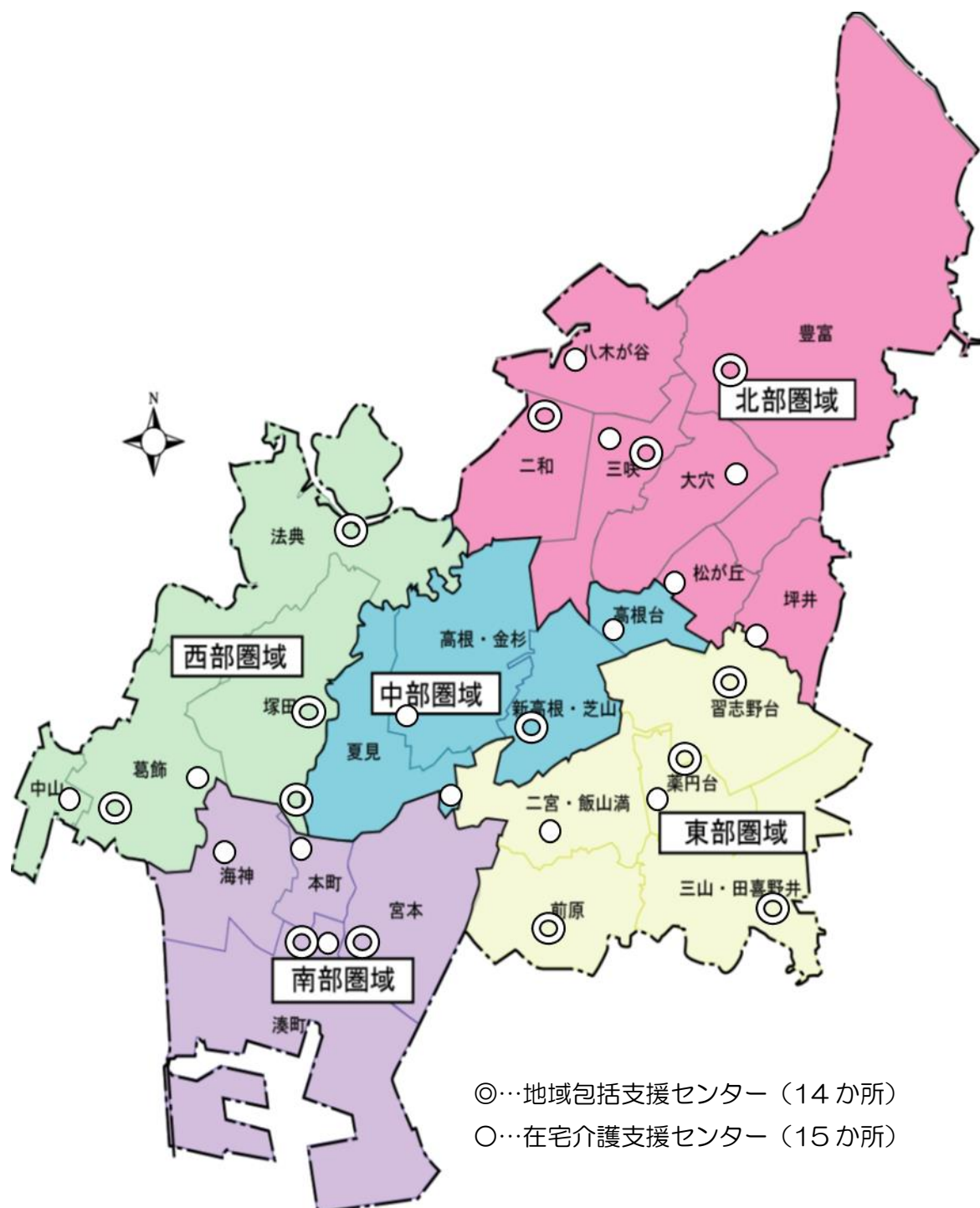
要支援・要介護度別の認定者数について、認定者に占める要支援者（要支援1～2）の比率は令和5年度の24.3%から本計画期間においては23.6%から23.0%とやや減少傾向にあります。一方、要介護者（要介護1～5）の比率をみると、令和5年度の75.7%から本計画期間においては76.4%から77.0%の水準でやや増加傾向にあります。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認定者数計	人 29,581	人 30,489	人 31,808	人 32,729	人 33,899	人 35,045	人 43,922
認定者内訳							
要支援1	人 3,348	人 3,448	人 3,428	人 3,522	人 3,639	人 3,735	人 4,368
要支援2	人 4,279	人 4,203	人 4,313	人 4,204	人 4,262	人 4,337	人 5,203
要介護1	人 6,587	人 7,032	人 7,680	人 8,145	人 8,548	人 8,928	人 11,001
要介護2	人 5,147	人 5,166	人 5,236	人 5,253	人 5,364	人 5,493	人 6,914
要介護3	人 4,159	人 4,337	人 4,525	人 4,727	人 4,965	人 5,199	人 6,770
要介護4	人 3,619	人 3,867	人 4,086	人 4,337	人 4,502	人 4,645	人 6,116
要介護5	人 2,442	人 2,436	人 2,540	人 2,541	人 2,619	人 2,708	人 3,550
認定者構造							
要支援	% 25.8	% 25.1	% 24.3	% 23.6	% 23.3	% 23.0	% 21.8
要介護	% 74.2	% 74.9	% 75.7	% 76.4	% 76.7	% 77.0	% 78.2

第2章 第9期介護保険事業計画の施設等整備方針

第1節 日常生活圏域

本市は、介護保険事業計画が調和を求められている総合計画や地域福祉計画の地区とも一致させるために、総合計画における行政ブロックを5つの日常生活圏域（南部・西部・中部・東部・北部）として設定しています。



第2節 地域包括支援センターの整備方針

1 センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

2 これまでの経緯

第3期計画

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成 18 年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

第4期計画

平成 23 年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画

平成 25 年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第6期計画

平成 28 年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第7期計画

平成 31 年4月に、「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第8期計画

令和 4 年4月に、南部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

3 第9期計画による整備

高齢者人口増加に伴う相談件数の増加及び相談内容の複雑化・複合化は今後も続くことが見込まれ、地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があります。

それらに対応するため、今期の計画期間において、法典地区と豊富・坪井地区の既存の2つの地域包括支援センターにサブセンター※を設置します。

サブセンターを設置することで、市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進を図ります。

※「サブセンター」とは、地域包括支援センターと一体的に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）を実施する機能を有する窓口を指します。

<地域包括支援センター設置の推移>

計画年度	設置センター				
	中部	東部	西部	南部	北部
第3期 (平成18年度～平成20年度)					
第4期 (平成21年度～平成23年度)		三山・田喜野井	法典		豊富・坪井
第5期 (平成24年度～平成26年度)	新高根・芝山、 高根台				
第6期 (平成27年度～平成29年度)		習志野台			
第7期 (平成30年度～令和2年度)		前原	塚田		二和・八木が谷
第8期 (令和3年度～令和5年度)				宮本・本町	
第9期 (令和6年度～令和8年度)			法典 サブセンター		豊富・坪井 サブセンター

第3節 施設等基盤整備に関する基本的考え方

1 施設整備の考え方

第9期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第8期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

2 施設等整備計画数の設定

(1) 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、日常生活上の支援や介護を行う施設です。

施設入所の必要性が高い重度要介護高齢者が入所できるように整備を進め、入所待機者の減少を図ります。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設の整備を進めることから、整備数を見込まないものとしします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。既存の施設数での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとしします。

[介護医療院]

介護医療院は、医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者が入所する施設です。医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるよう整備を進めます。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設です。今後の認知症高齢者数の増加に伴い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう整備を進めます。

[特定施設入居者生活介護]

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練などを行う介護サービスです。

高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいとなる混合型の整備を進めます。

なお、介護専用型及び地域密着型については、混合型を整備することから、整備数を見込まないものとします。

(2) 施設別整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

介護保険施設及び居住系サービス整備計画数

(単位：床)

	第8期末 整備済 予定数	第9期整備計画数				第9期末 整備済 予定数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計	
介護老人福祉施設 (広域型)	2,666	90	0	0	90	2,756
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	1,477	0	0	△100	△100	1,377
介護医療院	0	0	100	0	100	100
小計	4,221	90	100	△100	90	4,311
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	872	0	36	0	36	908
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87
小計	1,029	0	36	0	36	1,065
合計	5,250	90	136	△100	126	5,376
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,067	0	0	40	40	1,107
総合計	6,317	90	136	△60	166	6,483

(3) 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

地域密着型サービスは、原則として当該市町村の介護保険の被保険者のみが利用できるものです。介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう整備*を進めます。

※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護] (第8期末整備済予定数 7事業所)

定期的な巡回又は24時間対応の随時通報により、日常生活上の世話や緊急時の対応等を行います。現在、4つの日常生活圏域で整備されていますが、5つの日常生活圏域で整備されていることが望ましいことから、1事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護] (第8期末整備済予定数 0事業所)

夜間の定期的な巡回又は随時通報により、緊急時の対応等を行います。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備に重点を置くことから、整備数を見込まないものとします。

[地域密着型通所介護] (第8期末整備済予定数 93事業所)

定員19人未満の通所介護施設において、日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。既に5つの日常生活圏域で多数整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護] (第8期末整備済予定数 6事業所)

認知症の方が通所介護施設等において、日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。既に5つの日常生活圏域で整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[小規模多機能型居宅介護] (第8期末整備済予定数 12事業所)

通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供します。既に5つの日常生活圏域で整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[看護小規模多機能型居宅介護] (第8期末整備済予定数 3事業所)

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービスを提供します。現在、3つの日常生活圏域で整備されていますが、5つの日常生活圏域で整備されていることが望ましいことから、2事業所の整備数を設定します。

(4) その他の施設について

[養護老人ホーム]

養護老人ホームは、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅生活が困難な方が入所する、要介護状態になっても暮らし続けられる施設です。既に1施設が整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[軽費老人ホーム]

軽費老人ホームは、身体機能の低下があり、独立して生活するのに不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方のための施設です。既に8施設が整備されていることから、整備数を見込まないものとします。

[老人福祉センター]

老人福祉センターは、高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

既に5つの日常生活圏域に1か所ずつ設置されていることから、整備数を見込まないものとします。

[住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅]

住宅型有料老人ホームは、生活支援等のサービスが受けられる施設です。

サービス付き高齢者向け住宅は、居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、安否確認や生活相談のサービスを受けられる住宅です。

住宅型有料老人ホームが41施設(1,631床)、サービス付き高齢者向け住宅が32施設(1,508床)設置されています。

第4節 介護人材確保対策に関する基本的考え方

1 現状及び背景

令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、令和22年度には約280万人の介護人材が必要になると推計されています。一方で、生産年齢人口が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約69万人と見込まれており、千葉県においては約3万2千人と見込まれています。

厚生労働省は本市における介護職員の必要数を同資料において示していないものの、本市が令和5年度に市内介護サービス事業所に対して実施した「令和5年度船橋市介護人材実態調査」によると、約70%の事業所が人材不足を感じていました。この人材不足を感じている事業所に人材確保の問題点を伺ったところ、約80%の事業所が全体の応募数が少ないため採用が困難であると回答し、約50%の事業所が若年層からの応募が少なく採用が困難であると回答しています。また約50%の事業所が採用にかかる費用負担が大きく採用活動の実施が困難であるとの回答がありました。

さらに、同調査において約25%の事業所が資格取得者からの応募がないため採用が困難であると回答しています。今後の医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズは高度化・多様化していく傾向にあり、これらの複雑化・複合化したニーズに対応できるよう、介護人材の質的向上が求められているところでもあります。

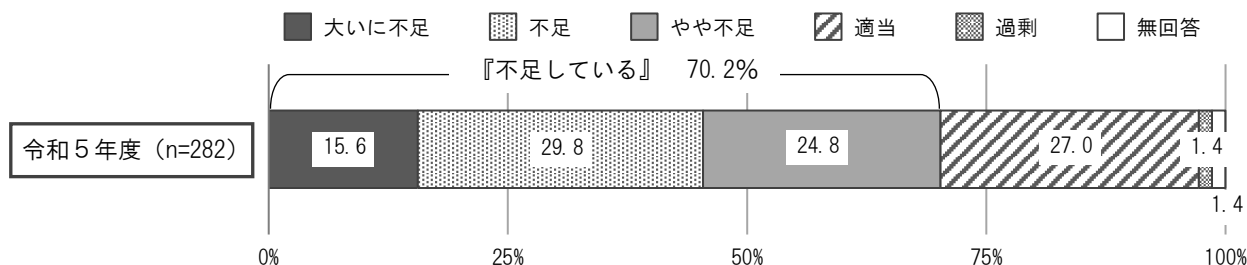
このような状況があることから、団塊の世代が75歳を迎える令和7年や団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年に向けて、地域包括ケアシステムの重要な基盤である介護人材を確保していくことが喫緊の課題となっています。

少子・高齢化が進んでいく中、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる人材を、質的にも量的にも安定して確保するための取り組みを講じていくことが重要になっております。そのためには、若者や外国人などが介護分野に就労したいと感じられる魅力ある環境を構築し、その魅力を広く伝えていくことが必要とされています。

また、介護人材確保対策に取り組むとともに、介護現場での生産性を向上させることもまた重要となっております。職場環境の改善等の取り組みを通じ、職員の負担軽減を図るとともに、介護サービスの質の向上へ繋げていくなどの取り組みも必要になっていきます。

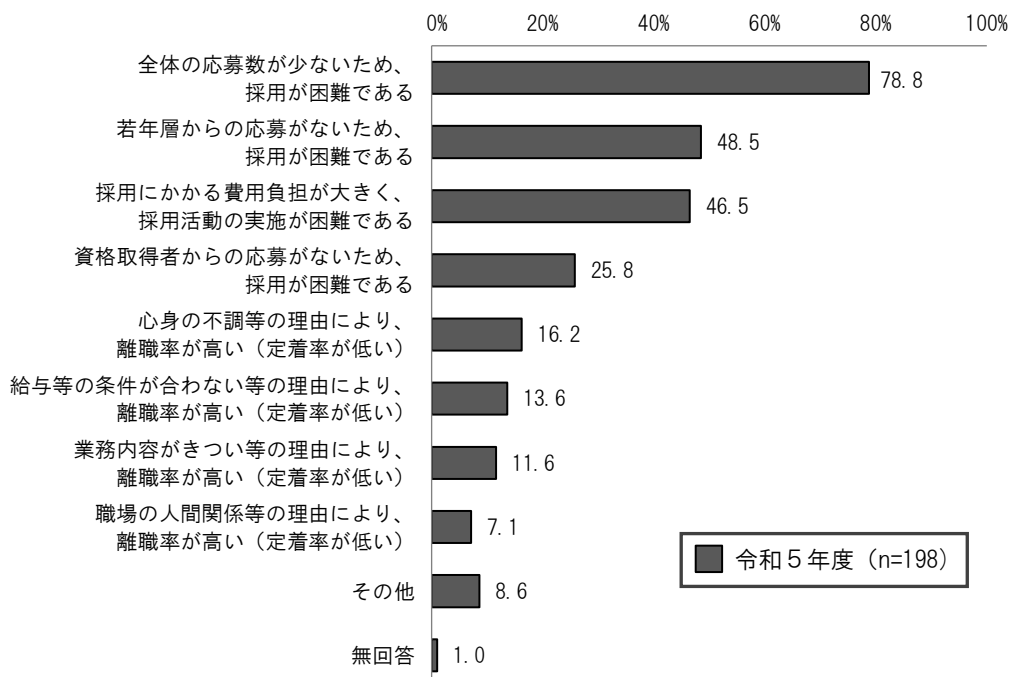
※令和5年度船橋市介護人材実態調査より

問 貴事業所における介護職員の過不足感について教えてください。
(1つを選択)



※『不足している』 = 「大いに不足」 + 「不足」 + 「やや不足」

「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所にお伺いします。
問 人材確保の問題点を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)



2 基本的考え方

今後、本市及び介護事業者が取り組んでいく様々な介護人材確保策を一過性のものとすることなく、その効果を維持・向上させることで、持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させ、また、この好循環を支えるために従来の介護現場のイメージを刷新して介護現場で働くことや介護職に魅力を感じられるような取り組みを行い、本市の介護分野に人材が集まる仕組みを構築することを目的とします。

本市としては令和7年やその先に迎える生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、介護サービス基盤の整備に伴い必要となる介護人材の確保に向け、質的・量的な確保を目的とする施策を進めるとともに、介護職の魅力向上・魅力発信することに努めるなど、次の3つの側面に配慮し、総合的に取り組みを推進してまいります。

(1) 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

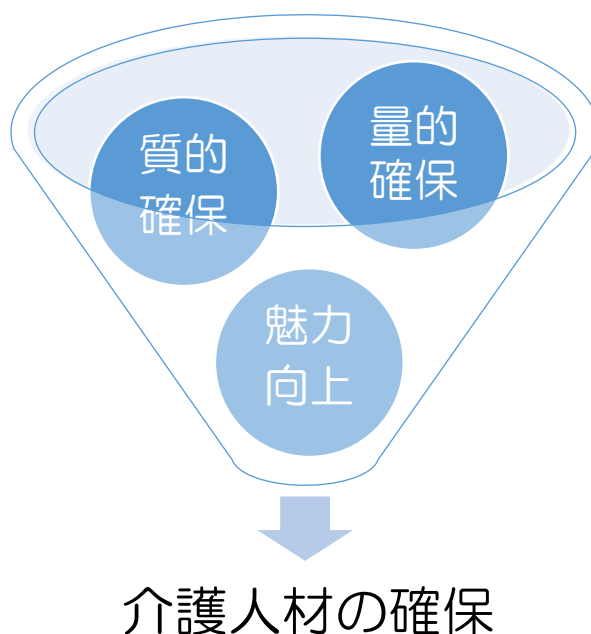
⇒推進する取り組み：参入促進

(2) 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上

(3) 介護現場・介護職の魅力を向上させる

⇒推進する取り組み：魅力向上・魅力発信、労働環境の改善



3 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②資質の向上」、「③業務の効率化と質の向上」、「④魅力向上・魅力発信」、「⑤労働環境の改善」の5つの推進する取り組みに対し、次の事業の実施や検討をしていきます。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し介護事業者等と意見交換するなど、介護事業者等と協力して、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

(1) 合同就職説明会の開催（①参入促進、④魅力向上・魅力発信）

事業者と連携・協力し合同就職説明会を開催。

(2) 介護職員初任者研修に係る費用助成（①参入促進）

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(3) 実務者研修に係る費用助成（②資質の向上）

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

(4) 外国人介護人材の受け入れ支援（①参入促進）

外国人介護人材を受け入れる市内の介護保険サービス事業所への支援事業を検討。

(5) 外国人介護人材の定着に関する支援事業（②資質の向上、④魅力向上・魅力発信）

市内の介護保険サービス事業所で働く外国人介護人材が長く円滑に定着できるような支援事業を検討。

(6) 介護職員宿舎借り上げ費用の支援（①参入促進、⑤労働環境の改善）

事業者が、市内に借り上げた宿舎に、介護職員または訪問介護員を新たに雇用し住ませた場合に、宿舎の借り上げに係る費用の一部を助成。

(7) 介護に関する入門的研修の実施（①参入促進、③業務の効率化と質の向上）

介護に関心を持つ介護未経験者の方に対し、介護の業務に携わる上での基礎的な知識や技術を学ぶための入門的研修を実施し、介護助手等としての就業を促進。

(8) 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助 (⑤労働環境の改善)

事業所内保育施設(定員5人以下)を運営する事業者に対し、保育士等の人件費の一部を助成。

(9) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援 (③業務の効率化と質の向上)

介護現場の負担を軽減するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入の際の費用を助成。

(10) 文書負担の軽減 (③業務の効率化と質の向上、⑤労働環境の改善)

国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を推進。

(11) 介護人材バンク事業の実施 (①参入促進)

船橋市介護人材無料職業紹介所を設置。専門職による職業紹介、施設・事業所を見学・面接する際の同行支援を実施。また、研修会を開催し、介護職へ継続的な支援を実施。

(12) ケアマネジメントの質の向上および介護支援専門員の人材の確保 (①参入促進、②資質の向上)

職能団体との共催により、介護支援専門員を対象とした研修を開催。

また、主任介護支援専門員を対象に、事例検討会を実施することで、実践力を身につけ、事業所や地域の介護支援専門員からの相談等に対応できるよう支援。

介護支援専門員の量的確保については、需給状況等の実態を把握・分析した上で支援を検討。

(13) SNS 等を活用した魅力発信 (④魅力向上・魅力発信)

若者世代や外国人等に対し、介護現場で就労することが魅力的に感じられるように、SNS 等のメディアを活用して、介護現場の情報や市の取り組みなどの情報を発信。

第3章 サービス量推計

第1節 サービス種類ごとの現状と見込み量

1 介護給付（予防給付）サービスの現状と見込み量

第9期計画期間中における介護給付（予防給付）サービス種類ごとの現状と見込み量については、次のとおりです。

[推計の考え方：サービス見込み量]

- ・見込み量は、本市の要介護認定実績と介護報酬請求実績を踏まえながら、要介護認定者数の増加を考慮し、各サービスの整備見通し（令和6年度～令和8年度）を加えて推計しました。なお、令和22年度の整備見通しについても、同様に推計しています。
- ・本節で記載している数値は、推計した各年度月あたり人数（回数等）に12を掛け合わせ、各年度延べ人数（回数等）として算出しています。

＜サービス種類体系＞

居宅(介護予防)サービス等	(1) 訪問介護
	(2) 訪問入浴介護
	(3) 訪問看護
	(4) 訪問リハビリテーション
	(5) 居宅療養管理指導
	(6) 通所介護
	(7) 通所リハビリテーション
	(8) 短期入所生活介護
	(9) 短期入所療養介護
	(10) 特定施設入居者生活介護
	(11) 福祉用具貸与
	(12) 特定福祉用具販売
	(13) 住宅改修
	(14) 介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	(16) 夜間対応型訪問介護
	(17) 認知症対応型通所介護
	(18) 小規模多機能型居宅介護
	(19) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護
	(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(22) 看護小規模多機能型居宅介護
	(23) 地域密着型通所介護
施設サービス	(24) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	(25) 介護老人保健施設
	(26) 介護療養型医療施設
	(27) 介護医療院

(1) 訪問介護

介護福祉士やホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護 給付	回 1,659,058	回 1,678,304	回 1,766,119	回 1,820,838	回 1,895,360	回 1,994,336	回 2,261,215
	人 62,226	人 63,721	人 66,000	人 68,952	人 72,060	人 76,356	人 87,288

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	回 1	回 19	回 53	回 53	回 53	回 53	回 53
	人 1	人 4	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	回 24,746	回 23,934	回 21,228	回 21,640	回 22,265	回 23,165	回 27,283
	人 4,764	人 4,783	人 4,536	人 4,620	人 4,896	人 5,136	人 6,048

(3) 訪問看護

主治医の指示に基づき看護師や理学療法士などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。訪問看護は、介護保険ではなく医療保険からの給付となる場合もあります。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	回	回	回	回	回	回	回
	16,779	15,534	17,928	18,313	18,565	19,224	22,712
人	2,604	2,568	2,760	3,000	3,156	3,264	3,852
	回	回	回	回	回	回	回
介護 給付	289,672	318,073	369,770	422,729	459,977	481,698	613,141
	人	人	人	人	人	人	人
	31,584	33,961	38,280	42,792	45,816	47,124	59,868

(4) 訪問リハビリテーション

心身の機能の維持回復や日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づく計画的な医学的管理の下、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	回	回	回	回	回	回	回
	10,270	8,749	8,053	8,174	8,022	8,136	9,541
人	1,026	903	828	864	876	900	1,056
	回	回	回	回	回	回	回
介護 給付	121,544	124,849	135,654	144,281	150,349	160,686	184,408
	人	人	人	人	人	人	人
	9,894	10,083	10,692	11,304	11,796	12,600	14,448

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。医療保険の給付となる訪問診療や往診とは異なります。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 3,372	人 3,164	人 3,024	人 3,144	人 3,168	人 3,192	人 3,744
介護 給付	人 67,670	人 71,066	人 75,972	人 80,376	人 85,140	人 93,156	人 106,008

(6) 通所介護

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護 給付	回 523,329	回 505,209	回 540,708	回 546,382	回 550,019	回 555,733	回 630,185
	人 55,533	人 55,816	人 59,004	人 61,932	人 62,484	人 63,492	人 76,308

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 3,943	人 3,952	人 3,960	人 4,416	人 4,524	人 4,668	人 5,484
介護 給付	回 116,102	回 117,048	回 128,849	回 135,533	回 139,080	回 148,952	回 172,027
	人 15,844	人 16,532	人 17,760	人 19,356	人 20,484	人 21,996	人 25,452

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	日 434	日 537	日 814	日 854	日 893	日 1,026	日 1,140
	人 85	人 94	人 96	人 96	人 96	人 108	人 120
介護 給付	日 194,116	日 190,925	日 192,704	日 194,512	日 203,023	日 213,940	日 245,362
	人 12,570	人 12,881	人 13,212	人 13,608	人 14,352	人 15,228	人 17,508

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	日 28	日 30	日 49	日 49	日 49	日 49	日 49
	人 6	人 7	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	日 20,622	日 21,806	日 21,944	日 22,612	日 24,955	日 26,555	日 31,086
	人 2,035	人 2,218	人 2,364	人 2,532	人 2,772	人 2,904	人 3,408

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 1,420	人 1,404	人 1,272	人 1,368	人 1,416	人 1,500	人 1,872
介護 給付	人 12,050	人 12,432	人 12,480	人 12,852	人 13,284	人 14,172	人 17,820

(11) 福祉用具貸与

車椅子・介護用ベッド・歩行器など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出します。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 17,714	人 17,477	人 17,448	人 17,760	人 17,976	人 18,204	人 21,420
介護 給付	人 102,397	人 107,262	人 111,792	人 117,732	人 125,544	人 136,104	人 155,448

(12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつに用いるものなど、貸し出しにはなじまない肌が直接接触れる福祉用具の購入費用について、年間10万円を上限にその7割から9割を支給します。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 389	人 404	人 348	人 468	人 468	人 492	人 564
介護 給付	人 1,954	人 2,008	人 2,148	人 2,172	人 2,316	人 2,448	人 2,868

(13) 住宅改修

手すりの取付けや段差解消など小規模な住宅改修の費用について、20万円を上限に7割から9割を支給します。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 570	人 627	人 648	人 684	人 708	人 720	人 852
介護 給付	人 1,456	人 1,466	人 1,536	人 1,632	人 1,740	人 1,836	人 2,160

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

利用者の心身の状況や希望に応じてケアプランを作成します。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 22,592	人 22,425	人 22,284	人 23,220	人 23,616	人 24,000	人 28,212
介護 給付	人 157,253	人 162,785	人 170,784	人 176,244	人 186,204	人 197,268	人 228,060

(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 1,625	人 1,751	人 1,824	人 1,932	人 2,088	人 2,244	人 2,568

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	0事業所	2事業所	6事業所

(16) 夜間対応型訪問介護 地域密着型

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが介護や家事の援助を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

(17) 認知症対応型通所介護 地域密着型

施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。認知症の方は通常の通所介護も利用できますが、認知症対応型通所介護は認知症対応に特化したものです。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0	回 0
	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
介護 給付	回 5,846	回 5,309	回 5,324	回 5,428	回 5,562	回 5,753	回 6,738
	人 647	人 610	人 612	人 636	人 660	人 684	人 768

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	2事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	6事業所

(18) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型

サービス拠点への通所を中心として、訪問と短期宿泊も組み合わせて、1つの事業所が入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 38	人 27	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 2,482	人 2,516	人 2,640	人 2,760	人 2,916	人 3,096	人 3,636

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	3事業所	2事業所	0事業所	1事業所	5事業所	11事業所

(19) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型

認知症のため介護を必要とする方に対して、共同生活を営む住居において、介護や機能訓練を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付	人 7	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12	人 12
介護 給付	人 9,460	人 9,658	人 9,924	人 10,164	人 10,656	人 11,568	人 14,580

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	11事業所	9事業所	7事業所	12事業所	10事業所	49事業所

(20) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型

定員29人以下の有料老人ホームなどにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、機能訓練などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 963	人 952	人 1,020	人 1,032	人 1,068	人 1,116	人 1,404

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	1事業所	0事業所	3事業所

(21) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 936	人 911	人 924	人 924	人 924	人 924	人 1,260

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	2事業所	1事業所	3事業所

(22) 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供します。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 308	人 406	人 672	人 720	人 804	人 840	人 1,008

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	0事業所	1事業所	0事業所	0事業所	1事業所	2事業所

(23) 地域密着型通所介護 地域密着型

定員 18 人以下の施設やデイサービスセンターに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談や助言、健康状態の確認など日常生活上の世話をを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	回 225,219	回 239,056	回 263,298	回 276,952	回 298,310	回 314,640	回 364,379
	人 25,401	人 27,659	人 30,312	人 32,676	人 36,192	人 38,832	人 45,036

◇令和6年3月末見込み事業所数

	東部	西部	南部	北部	中部	計
事業所数	22事業所	16事業所	16事業所	25事業所	14事業所	93事業所

(24) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 25,614	人 27,446	人 28,788	人 28,956	人 31,224	人 31,344	人 44,424

(25) 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所し、看護、医学的管理の下、介護・機能訓練・その他日常生活上の世話などを行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 15,013	人 15,210	人 16,356	人 16,500	人 17,004	人 16,560	人 20,892

(26) 介護療養型医療施設

療養病床などに入所し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 42	人 7	人 0				

(27) 介護医療院

介護保険施設の新たな類型として、平成 30 年度に新設された施設であり、要介護高齢者の長期療養が可能な生活施設として、医療・介護等の提供を行います。

	第8期実績			第9期計画			令和 22年度
	実績		見込	計画			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
予防 給付							
介護 給付	人 1,198	人 1,232	人 1,380	人 1,404	人 1,452	人 2,700	人 3,192

第2節 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」「包括的支援事業（社会保障充実分）」「任意事業」から構成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、支援を要する高齢者等（以下「要支援者等」という。）の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施するものです。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関する相談を受け、適切な支援につなぐ総合相談などを行い、「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業があり、多職種間の連携推進や認知症の早期発見・早期対応、地域づくり等、様々な取り組みが推進されています。

また、その他に保険者独自の取り組みとして「任意事業」があります。

本市で実施されている地域支援事業は、下記の通りです。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態等となることの予防等により、生きがいのある生活を送ることができるように、また、多様なニーズに対して、多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント
一般介護予防事業	住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、また、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりにより、介護予防を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	
総合相談支援業務	<p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域において関係者とネットワークを構築するとともに、適切なサービスにつなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・地域包括支援センター委託事業 ・地域包括支援センター運営協議会 ・在宅介護支援センター運営事業 ・相談協力員研修会 ・実態把握
権利擁護業務	<p>高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への対応 ・高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会 ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議 ・高齢者虐待防止研修会
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携及び協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員研修事業

包括的支援事業（社会保障充実分）	
在宅医療・介護連携推進事業	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者、在宅医療支援拠点、行政が協力、連携の上、推進します。</p>
生活支援体制整備事業	<p>住民主体による地域における助け合い活動を活性化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター ・協議体の設置
認知症総合支援事業	<p>認知症高齢者について、正しい知識の普及と理解を図り、また、認知症の早期発見に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム ・認知症高齢者徘徊模擬訓練 ・認知症カフェ
地域ケア会議推進事業	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための社会基盤の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議（定例会） ・個別ケア会議 ・講演会（地域ケア会議主催） ・自立支援ケアマネジメント検討会議

任意事業	
介護給付等費用 適正化事業	<p>介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付等の適正化を通じて、介護給付費等や保険料の増大の抑制に努めていくとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査内容の点検 ・ ケアプラン等の点検 ・ 縦覧点検・医療情報との突合
家族介護支援事業	<p>認知症高齢者等を介護する家族を支援するための必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・ 介護者向け講習会事業 ・ 認知症家族交流会 ・ やすらぎ支援員訪問事業
その他の事業	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改修支援事業 ・ 緊急通報システム運営事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 認知症サポーター養成事業 ・ 介護相談員派遣事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見込み量

第9期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの現状と見込み量については、次のとおりです。

なお、本市では従前相当のサービス※として「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」を、従前相当のサービスの基準を緩和したサービスとして「介護予防生活支援サービス」、「介護予防運動機能向上デイサービス」、「介護予防ミニデイサービス」を実施しています。

※総合事業を実施する前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス

(1) 訪問型サービス

		第8期実績			第9期計画			令和 22年度
		実績		見込	計画			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
利用者数	従前相当	15,103人	14,600人	14,160人	14,174人	14,688人	15,180人	17,196人
	基準緩和	123人	132人	108人	129人	144人	156人	204人

(2) 通所型サービス

		第8期実績			第9期計画			令和 22年度
		実績		見込	計画			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
利用者数	従前相当	22,260人	22,861人	23,604人	25,351人	26,268人	27,144人	30,744人
	基準緩和	29人	33人	48人	51人	60人	72人	108人

(3) 介護予防ケアマネジメント

		第8期実績			第9期計画			令和 22年度
		実績		見込	計画			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
利用者数		22,715人	22,778人	22,687人	23,177人	23,271人	23,367人	29,450人

第3節 市町村特別給付

本市では、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施します。

認知症訪問支援サービスは、認知症高齢者の在宅生活の継続と、その方を支える家族の負担軽減を図るため、訪問介護を利用する際の「不穩の解消」、「搜索等」、「介護者不在時等の見守り」、「外出時の同行支援」といったサービスを市独自で保険給付の対象とするものです。

【認知症訪問支援サービスの概要】

(1) 対象者

認知症訪問支援サービスは、要介護認定等の申請に係る主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方を対象とします。

(2) サービスの見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
延利用件数	440件	460件	480件	570件
給付費	4,800千円	5,000千円	5,200千円	6,200千円

※給付費3か年（第9期計画期間）計：15,000千円

第4節 介護保険財政と介護保険料

(1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
居宅サービス	21,829,326	22,708,540	24,165,148	68,703,014	27,857,290
訪問介護	5,741,493	5,971,097	6,353,339	18,065,929	7,128,248
訪問入浴介護	287,140	295,805	311,410	894,355	362,487
訪問看護	1,977,866	2,151,973	2,280,691	6,410,530	2,864,784
訪問リハビリテーション	446,344	466,181	504,090	1,416,615	571,620
居宅療養管理指導	1,093,675	1,160,107	1,284,529	3,538,311	1,443,979
通所介護	4,441,785	4,467,485	4,567,651	13,476,921	5,106,682
通所リハビリテーション	1,166,014	1,195,366	1,298,812	3,660,192	1,478,117
短期入所生活介護	1,740,527	1,809,743	1,927,983	5,478,253	2,183,309
短期入所療養介護（老健）	277,230	305,711	329,133	912,074	380,517
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,718,735	1,836,299	2,018,392	5,573,426	2,269,445
特定福祉用具購入費	76,506	81,708	87,389	245,603	101,107
住宅改修費	150,525	160,722	171,442	482,689	199,552
特定施設入居者生活介護	2,711,486	2,806,343	3,030,287	8,548,116	3,767,443
地域密着型サービス	6,925,079	7,346,437	7,932,804	22,204,320	9,506,085
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	385,237	414,076	450,317	1,249,630	507,810
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2,211,719	2,381,158	2,544,280	7,137,157	2,904,134
認知症対応型通所介護	67,367	68,476	71,678	207,521	85,061
小規模多機能型居宅介護	663,306	702,344	756,928	2,122,578	876,548
認知症対応型共同生活介護	2,851,375	2,994,444	3,290,849	9,136,668	4,102,934
地域密着型特定施設入居者生活介護	234,695	243,118	256,738	734,551	319,791
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	273,929	274,276	277,535	825,740	373,125
看護小規模多機能型居宅介護	237,451	268,545	284,479	790,475	336,682
施設サービス	13,616,776	14,437,718	14,969,200	43,023,694	19,934,081
介護老人福祉施設	8,039,916	8,680,720	8,815,889	25,536,525	12,347,672
介護老人保健施設	5,060,070	5,220,682	5,145,255	15,426,007	6,407,934
介護医療院	516,790	536,316	1,008,056	2,061,162	1,178,475
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
居宅介護支援	2,875,958	3,048,021	3,271,983	9,195,962	3,733,184
介護給付費計	45,247,139	47,540,716	50,339,135	143,126,990	61,030,640

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります（以下本節において同じ）。

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
介護予防サービス	594,256	608,821	635,543	1,838,620	748,091
介護予防訪問入浴介護	482	483	489	1,454	492
介護予防訪問看護	77,132	78,309	82,034	237,475	95,765
介護予防訪問リハビリテーション	23,187	22,778	23,360	69,325	27,082
介護予防居宅療養管理指導	37,141	37,475	38,211	112,827	44,301
介護予防通所リハビリテーション	162,683	168,137	175,821	506,641	204,878
介護予防短期入所生活介護	5,390	5,640	6,558	17,588	7,201
介護予防短期入所療養介護（老健）	289	290	293	872	295
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	99,778	100,674	102,875	303,327	119,829
特定介護予防福祉用具購入費	14,271	14,271	15,164	43,706	17,191
介護予防住宅改修	66,901	69,262	71,321	207,484	83,342
介護予防特定施設入居者生活介護	107,002	111,502	119,417	337,921	147,715
地域密着型介護予防サービス	4,122	4,127	4,176	12,425	4,211
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,055	1,057	1,070	3,182	1,075
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,067	3,070	3,106	9,243	3,136
介護予防支援	117,569	119,728	123,123	360,420	143,026
予防給付費計	715,947	732,676	762,842	2,211,465	895,328

(3) 介護給付費と予防給付費を合わせた見込み（総給付費）

令和6年度から令和8年度までの3年間及び令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
介護給付費計	45,247,139	47,540,716	50,339,135	143,126,990	61,030,640
予防給付費計	715,947	732,676	762,842	2,211,465	895,328
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968

(4) 標準給付費見込額

介護給付と予防給付の居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費見込みを合計したものに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費見込額」になります。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	862,747	894,719	924,966	2,682,433	1,157,798
特定入所者介護サービス費等給付額	850,737	881,150	910,938	2,642,825	1,141,681
制度改正に伴う財政影響額	12,010	13,570	14,028	39,608	16,117
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	1,314,803	1,363,758	1,409,862	4,088,423	1,764,282
高額介護サービス費等給付額	1,294,060	1,340,320	1,385,632	4,020,012	1,736,616
高額介護サービス費等の利用者負担 の見直し等に伴う財政影響額	20,743	23,438	24,230	68,411	27,666
高額医療合算介護サービス費等給付額	190,195	199,305	211,602	601,102	223,171
算定対象審査支払手数料	41,248	42,723	44,176	128,146	51,984
標準給付費見込額	48,372,079	50,773,897	53,692,583	152,838,559	65,123,202

(5) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進に関する費用並びに市独自の取り組みとなる任意事業に関する費用により、地域支援事業費を見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計 (第9期期間)	令和22年度
地域支援事業費	2,329,510	2,379,801	2,428,634	7,137,945	2,671,236
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,479,282	1,521,071	1,561,316	4,561,669	1,708,691
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	761,308	768,921	776,610	2,306,839	889,560
包括的支援事業（社会保障充実分）	88,920	89,809	90,707	269,436	72,985

※重層的支援体制整備事業として実施する事業も含む。

(6) 第1号被保険者の負担額

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）と調整交付金が5%に満たない分（0.78%）、市町村特別給付費の4つを合計した額が、第1号被保険者の負担額となります。

（単位：千円）

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）※1	35,152,868
地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）※2	1,641,727
調整交付金（5%に満たない分）（0.78%）※3	1,227,722
市町村特別給付費（全額が第1号被保険者の負担）	15,000
合計 （第1号被保険者の負担額）	38,037,317

※1 標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間

※2 地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分（23%）は3年間

※3 標準給付費見込額及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費についての第1号被保険者の負担割合は調整交付金が5%に満たない分（0.78%）が加わります。

(7) 介護保険事業財政調整基金について

市の介護保険事業財政調整基金は、令和6年3月末時点で7億8,500万円程度にまで減額すると見込まれるため、今後の介護給付費の急激な上昇や臨時の介護報酬改定等に備え、これを取り崩さないものとします。

(8) 保険料基準額（年額）

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合（基準額である79,200円に対する保険料率）で補正したものです。

令和6年度から令和8年度までの保険料基準額

第9期保険料基準額（年額）	79,200円
---------------	---------

$$\cong \left(\begin{array}{c} \text{第1号被保険者保険料} \\ \text{必要収納額} \\ \hline 38,037,317 \text{ 千円} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{予定保険料収納率} \\ \hline 99.10\% \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{所得段階別加入割合} \\ \text{補正後の被保険者数} \\ \hline 484,660 \text{ 人} \end{array} \right)$$

令和22年度の保険料基準額

令和22年度 保険料基準額（年額）	93,600円
-------------------	---------

※現段階での推計値となっています。

第3部 介護保険事業の現状と見込み

保険料段階表

所得段階	合計所得金額	負担割合	保険料額	
			月額保険料	年間保険料
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人と、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.39 ※	2,574円	30,888円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.52 ※	3,432円	41,184円
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.625 ※	4,125円	49,500円
4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	5,610円	67,320円
5	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,600円	79,200円
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.10	7,260円	87,120円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	7,590円	91,080円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	8,580円	102,960円
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	9,900円	118,800円
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	11,220円	134,640円
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.90	12,540円	150,480円
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	2.10	13,860円	166,320円
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.30	15,180円	182,160円
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	2.40	15,840円	190,080円
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.50	16,500円	198,000円
16	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	2.60	17,160円	205,920円
17	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.90	19,140円	229,680円
18	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	3.00	19,800円	237,600円
19	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	3.30	21,780円	261,360円
20	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の人	3.40	22,440円	269,280円
21	本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の人	3.50	23,100円	277,200円

※第1段階から第3段階までの保険料については、公費負担による負担軽減を実施いたします。

(9) 所得段階別被保険者数

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	割合	令和22年度
1	26,493	26,681	26,893	80,067	16.7%	34,028
2	12,149	12,235	12,332	36,716	7.7%	15,603
3	10,934	11,011	11,098	33,043	6.9%	14,042
4	20,614	20,759	20,924	62,297	13.0%	26,474
5	19,684	19,824	19,981	59,489	12.4%	25,281
6	9,630	9,698	9,775	29,103	6.1%	12,367
7	10,912	10,990	11,077	32,979	6.9%	14,015
8	21,389	21,541	21,711	64,641	13.5%	27,470
9	12,326	12,413	12,512	37,251	7.8%	15,830
10	6,026	6,068	6,116	18,210	3.8%	7,739
11	2,763	2,782	2,804	8,349	1.7%	3,548
12	1,308	1,318	1,328	3,954	0.8%	1,680
13	781	786	793	2,360	0.5%	1,003
14	551	555	559	1,665	0.3%	708
15	412	415	418	1,245	0.3%	529
16	326	328	331	985	0.2%	419
17	443	446	449	1,338	0.3%	568
18	508	512	516	1,536	0.3%	652
19	441	444	447	1,332	0.3%	566
20	383	386	389	1,158	0.2%	492
21	412	415	418	1,245	0.3%	529
計	158,485	159,607	160,871	478,963	100.0%	203,543

※表における比率(%)は、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合あり。

(10) 財源構成

令和6年度から令和8年度までの財源構成は次のとおりとなります。

財源構成	標準給付費	市町村 特別給付費	地域支援事業費	
			介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	包括的支援 ・任意事業費
第1号被保険者保険料 (65歳以上)	23.78% ※1	100%	23.78% ※1	23.0%
第2号被保険者保険料 (40～64歳)	27.0%	—	27.0%	—
国庫負担金(※) (施設給付費分等)	24.22% ※1 (19.22%) ※2	—	24.22% ※1	38.5%
県の負担金	12.5% (17.5%) ※2	—	12.5%	19.25%
市の負担金	12.5%	—	12.5%	19.25%

※1 国の負担金は25%が標準ですが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方が占める割合と所得分布状況を市町村間で調整するため、うち5%が調整交付金となっており、市町村により変動します。本市では、調整交付金が平均4.22%と見込まれます。5%に満たない分(0.78%)は第1号被保険者保険料の負担になり、標準の23%と合わせて計23.78%となります。国庫負担金は24.22%となります。

※2 標準給付費のうち施設給付費と特定入所者介護サービス費は、国と県の負担割合が異なります。県の負担金は12.5%+5%=17.5%、国の負担金は24.22%-5%=19.22%程度となります。

第5節 給付適正化

保険給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に寄与するものです。

給付適正化の「3つの要」

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアマネジメント等の適正化
- 3 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

本市においては、次に示す個別の適正化事業の実施を図ります。

- 1 要介護認定の適正化
 - ・認定調査内容の点検
- 2 ケアマネジメント等の適正化
 - ・ケアプラン等の点検
- 3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ・縦覧点検・医療情報との突合
 - ・運営指導による指導・監査

上記事業に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより「給付実績の活用」として出力される情報を積極的に活用し、介護給付の適正化に取り組みます。

第6節 感染症・災害対策

(1) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症に限らず、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新興感染症が発生した際、機動的かつ実効性のある対策を講じられるよう、平時から高齢者をはじめ、地域住民に対する手指衛生等の基本的な感染対策の普及啓発をするとともに、介護事業所等と連携し必要な準備対応に取り組みます。

また、「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「船橋市感染症の予防のための施策の実施に関する計画」等に基づき、感染症発生・拡大の各段階における対策を県と連携しながら対応が行える体制の整備を推進します。

○ 感染症対策に関する普及啓発

平時から高齢者をはじめ、地域住民に対する感染症対策を普及啓発するため、ホームページや広報紙への掲載、チラシ配布などを通じて、手指衛生等の基本的な感染対策について定期的に情報発信を実施します。

○ 介護事業所等との連携

今後、新興感染症が発生し、感染症が蔓延した場合においても、継続して在宅サービスの提供ができるよう、国が示す「介護現場における感染対策の手引き」等のマニュアルを関係団体・事業者等に周知し、その活用を推進します。

また、介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修や感染症の専門家による実地研修など感染症対策に関する各種研修等が開催される場合については、事業所等への周知・徹底を図ります。

○ 介護事業所への感染症に関する情報提供体制の整備

県からの感染症に関する情報について、介護事業所をはじめ介護保険サービス従事者に正確な情報提供が行えるよう体制整備を行います。

○ フレイル予防の取り組み

感染拡大防止策として外出制限・外出自粛となった場合においても、高齢者が活動量の低下によりフレイル（虚弱）とならないよう、感染対策を講じながらの事業の実施や自宅で気軽にできる運動の紹介など、外出制限・外出自粛にも対応したフレイル予防の取り組みを実施します。

また、外出制限・外出自粛による身体機能や栄養状態、疾病状況の悪化が懸念される高齢者に対しては、医療機関と連携し適切な受診勧奨などを行います。

(2) 災害対策

平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時の対策として避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者等）名簿の作成整備を進めるとともに、「船橋市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者に対して迅速な避難行動支援が行えるよう、地域連携を見据えた避難支援体制の充実を図ります。

また、災害発生時において、福祉避難所が円滑に開設され運営が行えるよう体制整備を行うとともに、避難所においても避難行動要支援者や高齢者に対する生活支援が図られるよう支援体制整備の充実を図ります。

○ 災害時の要配慮者に対する支援

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進することで、避難支援体制の充実を図ります。

○ 福祉避難所の拡充等

災害発生時において、避難行動要支援者等の要配慮者の内、一般の宿泊可能避難所での避難生活が困難な方が安全・安心な避難生活を送ることができるよう開設される福祉避難所について、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する団体等との協定の締結等により福祉避難所が円滑に開設され運営が行える体制の整備を行います。

また、大規模災害時において避難生活が長期化となることを見据え、持病に対する薬の確保、多くの我慢によるストレスの緩和など、避難行動要支援者をはじめ、高齢者に対する生活支援が図られるよう、医療機関や介護事業所と連携した支援体制整備の検討を行います。

○ 備蓄品等の確保

物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄品や物資供給等に関する団体等との協定締結により、避難所等で必要となる物資等の確保を図ります。

(3) 業務継続計画（BCP）

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、令和3年度介護報酬改定において、介護事業所における業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられるとともに、従業者に対する業務継続計画（BCP）の周知、並びに研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。

本市では、介護事業所における業務継続計画（BCP）の策定、従業員への周知並びに研修及び訓練の実施について、定期的に状況の確認を行います。

参考資料

○計画策定の体制と経緯

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

計画策定の体制と経緯

[計画策定の体制]

① 船橋市介護保険事業運営協議会

船橋市介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など17名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

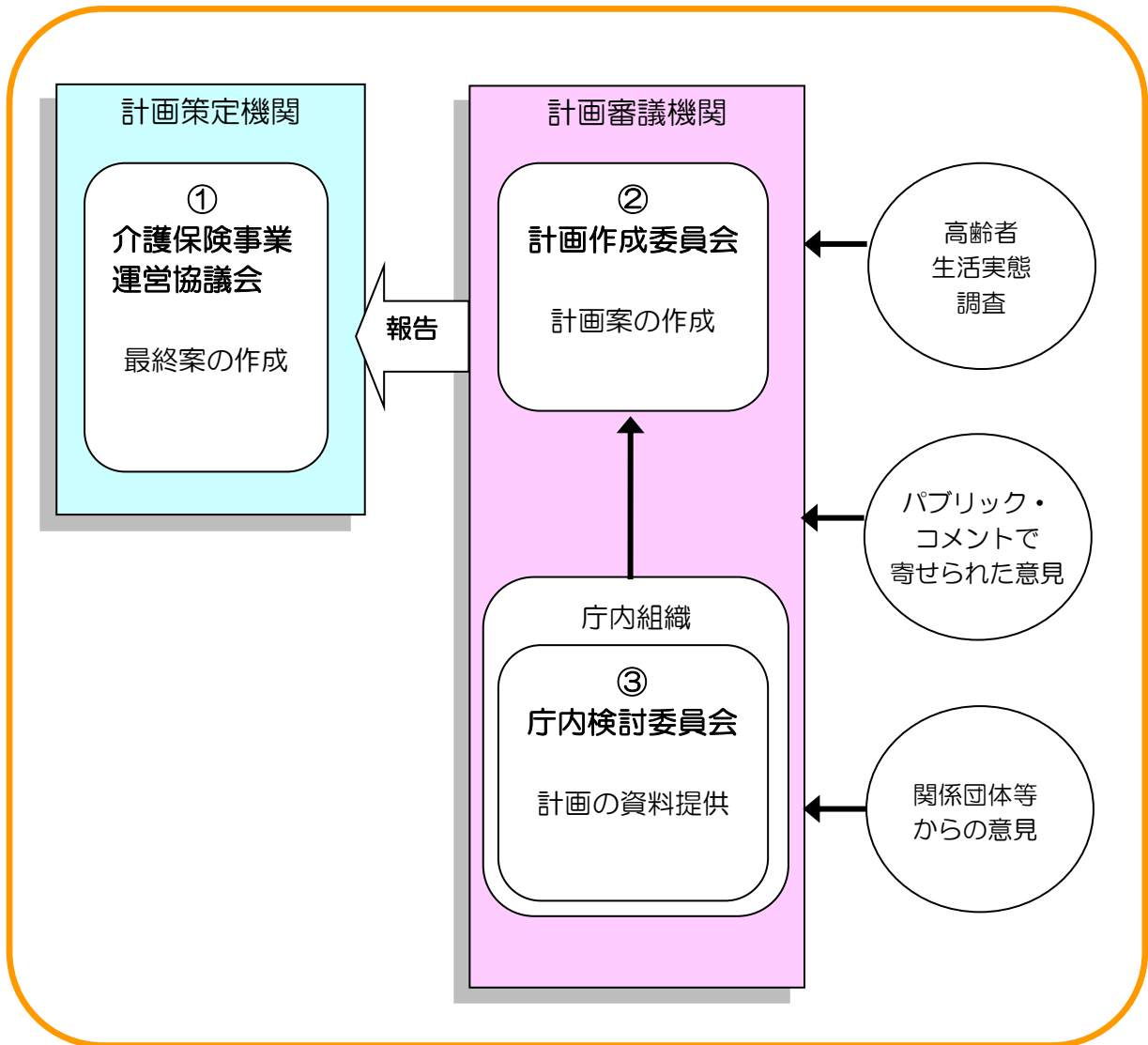
② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・サービス事業者など13名の委員で構成され、専門的・個別的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、住宅、福祉等を始め関係部署の課長など25名で構成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



[計画策定の経緯]

令和 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③庁内検討委員会	市の動き
4					
	12				高齢者生活 実態調査
5					
	5				
	6				
	7	第1回運営協議会		第1回検討委員会	
	8		第1回作成委員会	第2回検討委員会	
	9		第2回作成委員会		
	10		第3回作成委員会	第3回検討委員会	
	11	第2回運営協議会			
	12				パブリック・ コメント
6					
	1		第4回作成委員会		
	2	第3回運営協議会			
	3				計画策定

[各会議の概要]

第1回検討委員会 令和5年7月5日（水）

- 1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 令和4年度高齢者生活実態調査 調査結果について
- 3) 令和4年度ケアマネジャー調査 調査結果について

第1回運営協議会 令和5年7月13日（木）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 介護保険事業運営協議会の委員変更及び要綱改正について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について
- 4) 薬円台在宅介護支援センター受託法人公募に係る結果について

第2回検討委員会 令和5年8月1日（火）

- 1) 船橋市介護保険事業の動向について
- 2) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設整備進捗状況について
- 3) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）の第2部の作成について

第1回作成委員会 令和5年8月22日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定体制について
- 2) 船橋市介護保険事業の動向について
- 3) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の施設整備進捗状況について

第2回作成委員会 令和5年9月22日（金）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について
- 2) 地域包括支援センターの整備方針について

第3回検討委員会 令和5年10月17日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について

第3回作成委員会 令和5年10月31日（火）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について

第2回運営協議会 令和5年11月13日（月）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
- 3) 船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について

第4回作成委員会 令和6年1月26日（金）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

第3回運営協議会 令和6年2月1日（木）

- 1) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について
- 2) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について
- 3) 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について
- 4) 苦情・相談受付状況について

[船橋市高齢者生活実態調査]

調査時期 令和5年12月

調査目的 本計画の策定にあたり、市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険及び保健福祉サービスなどに関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料とする。

調査対象（無作為抽出）

① 高齢者基本調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

② 要介護高齢者調査

市内在住の65歳以上の高齢者から、要介護認定（要介護1～5）を受けている4,000人を抽出

③ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の者から、要介護認定者（要介護1～5）を除いた5,000人を抽出

④ 若年調査

市内在住の40～64歳の市民から、1,000人を抽出

[パブリック・コメント]

内 容	第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について	
期 間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）	
対 象	①市内に住所を有する方 ②市内に通勤または通学されている方 ③この案に関し利害関係を有する方	
閲覧場所	市ホームページ、介護保険課、高齢者福祉課、地域包括ケア推進課、住宅政策課、地域福祉課、健康づくり課、健康政策課、地域保健課、行政資料室、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館、老人福祉センター、保健センター、三山市民センター、市民活動サポートセンター	
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開	
住民説明会	令和6年1月11日（木）	市民文化創造館（きららホール）
	令和6年1月13日（土）	西部公民館（3階講堂）
	令和6年1月15日（月）	高根台公民館（4階講堂）

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健・医療又は福祉の専門家 10名
- (3) 被保険者の代表者 2名
 - ア 第1号被保険者の代表者 1名
 - イ 第2号被保険者の代表者 1名
- (4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項
- (4) 介護保険に関する施策の重要事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めるときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(書面開催)

第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

種 別	区 分	団 体 名 等	役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	専任講師	佐藤 惟
		弁護士		齋藤 吉宏
2号委員	保健・医療 又は福祉の 専 門 家	一般社団法人 船橋市医師会	会 長	◎ 寺田 俊昌
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会 長	
		公益社団法人 船橋歯科医師会	会 長	赤 岩 けさ子
		一般社団法人 船橋薬剤師会	会 長	杉 山 宏 之
		公益社団法人 千葉県看護協会	船橋地区部会会員	田 辺 美智子
		社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	会 長	若 生 美知子
		公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	常 務 理 事	杉 森 裕 子
		船橋市民生児童委員協議会	会 長	高 橋 強
		船橋市自治会連合協議会	副 会 長	○ 吉田 壽一
		一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会	副 会 長	島 田 晴 美
		公益社団法人 認知症の人と家族の会	世 話 人	乾 麻由美
3号委員	被保険者の 代 表 者	第1号被保険者	老人クラブ連合会 事 務 局 長	佐藤 博 巳
		第2号被保険者	商工会議所 事 務 局 次 長	河野 洋 平
4号委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公 募 委 員	古 山 聡 子
			公 募 委 員	根 本 明 子
			公 募 委 員	長 島 孝
			17名	

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を作成するにあたり、専門的・個別的事項について審議するため、船橋市介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について審議等を行い、その結果を運営協議会に報告する。

- (1) パブリック・コメントの実施に向けた計画素案に関する事項
- (2) パブリック・コメントの結果を受けた計画案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 作成委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部介護保険課が行う。

(書面開催)

第8条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

種 別	団 体 名 等	氏 名
第1号委員	学識経験者（淑徳大学）	佐藤 惟
第2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会委員	吉田 壽一
		根本 明子
第3号委員	船橋市地域包括支援センター運営協議会委員	三井 陽子
第4号委員	船橋市地域密着型サービス運営委員会委員	乾 麻由美
第5号委員	一般社団法人 船橋市医師会代表	◎ 中村 順哉
第6号委員	公益社団法人 船橋歯科医師会代表	山崎 繁夫
第7号委員	一般社団法人 船橋薬剤師会代表	馬場 勲
第8号委員	船橋市老人福祉施設協議会代表	林 武仁
第9号委員	船橋市介護老人保健施設協会代表	塩原 貴子
第10号委員	一般社団法人 千葉県在宅サービス事業者協会代表	島田 晴美
第11号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	○ 佐藤 高広
第12号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	石井 幸夫

◎会長○副会長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 計画策定に向けた高齢者生活実態調査の結果に関する事項
- (2) 計画の素案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる者をもって組織する。なお、委員長が必要と認める時は、別途委員を指名できるものとする。

2 庁内検討委員会の委員長は、介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、介護保険課に置く。

(書面開催)

第6条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員

部 名	委 員
企画財政部	政策企画課長 財政課長
市民生活部	自治振興課長 市民安全推進課長
福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長
健康部	健康政策課長 地域保健課長 健康づくり課長 国保年金課長
保健所	保健総務課長
環境部	資源循環課長
経済部	商工振興課長 消費生活センター所長
道路部	道路計画課長
建築部	住宅政策課長
生涯学習部	社会教育課長 中央公民館長 生涯スポーツ課長
医療センター	医療センター総務課長

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)
いきいき安心プラン

発行日：令和6年3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局 高齢者福祉部 介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用